

(参考1)

【契約に関する内規（抄）】

(契約審査委員会)

第10条 機構における契約の確実な履行を図ることを目的として必要な措置を審査するため、契約審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

2 審査委員会は、経理部担当理事を委員長に、総務部長、経理部長、総務課長、経理課長及び管理課長で構成する。

3 委員長は、必要に応じ、前項に規定する以外の者を委員に指名することができる。

4 審査委員会の事務局は、管理課長のもとに置く。